

笠置町監査委員告示第13号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和6年12月6日

笠置町監査委員 仲北 悦雄

同 向出 健

定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項に規定する定期監査を実施したので、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

記

以上

1. 監査を実施した日時等

- | | | |
|---------|---|----------------------------------------------|
| 日 | 時 | 令和6年11月28日(木) |
| | | 午前9時2分から午前11時48分まで |
| 場 | 所 | 笠置町役場2階 議員控室 |
| 監 査 対 象 | 1 | ごみ処理広域化について(進捗状況や今後の展望) |
| | 2 | 福祉施策について |
| | | ①住民ニーズの把握はどうしているのか |
| | | ②独居高齢者への課題・対応策について |
| | | ③令和6年3月策定の笠置町第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の目標値について |
| | 3 | いこいの館管理運営事業について(今後の方向性を早急に) |

2. 監査内容

今年度より新たに取り組んでいるごみ処理広域化事業の進捗状況や今後の展望、福祉施策に関する取り組み内容の確認、いこいの館の今後の管理・運営について及び、今までの定期監査において監査委員より指摘した事項等に対する対応状況と令和6年度の事業実施の考え方を伺うべく本監査を実施した。

3. 監査等結果

本監査において意見した主な内容等について、以下のとおり記す。

① ごみ処理広域化について(進捗状況や今後の展望)

令和6年4月1日に伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村の4市町村でごみ処理広域化基本構想検討委員会を設置され、共同で検討を進めているごみ処理の広域化に関しての進捗状況や今後の見通しについて「ごみ処理施設の規模を決める必要があり、どんなものを燃やすのか、人口に応じてどれくらいのごみの量が出ると推計されるか、どういった方法でゴミ処理の広域化をするかという方法を決めたりする」という説明を受けた。町としては、いかに住民の負担を少なくできるか考えてくれているとのことで、そこは大切なことだと考えるし、住民への周知や意見集約等も行っていく必要があるのではないかと考える。2年間で基本構想を作成しないといけないが、他の自治体との絡み、人口減の問題なども考慮し、将来の負担等についても財源ベースで十分検討した上で笠置町としての方向性をしっかり検討されたい。

② 福祉施策について

住民ニーズの把握については、様々な計画策定時に実施するアンケートや、普段の業務の中で住民から発信される要望等を受け止め業務の改善等に反映するようにしている。

独居高齢者への課題・対応策については、現在介護サービス等で繋がっている方については安否確認、見守り活動を実施できているが、繋がっていない方の現状把握をどうしていくかが課題となっている。

令和6年3月策定の笠置町第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の目標値については、策定委員会で出た意見を踏まえて再度検討した数値としているところ。次回の目標値設定では、実情により即した計画になるよう他の市町村の計画も参考にして策定したいとのことであった。

高齢化社会となっている当町では、福祉的な側面で個々の繋がりを大切にしたい体制を作っていく必要があると考察するが、そのためには地域との協力が必要不可欠である。地域、家庭、行政が一体となって取り組む必要があるのではないかと考える。人口が少ないからこそできる笠置町にあった福祉政策の推進について様々な形を検討していただき、今後を期待したい。

③ いこいの館管理運営事業について(今後の方向性を早急に)

笠置いこいの館については、毎年多額の費用を投じて施設を維持しているが、温浴施設が閉鎖してから何年も経過している為、今後の方針を示すよう求めた。今後については、企業版ふるさと納税を活用し、にぎわいづくりの一環として温浴施設の部分的な再開を目指す予定で、町民からの税金を投入しなくて良い方向で検討しているということを伺った。今後の方向性についてようやく示されたことについては一定の評価をしたい。

以 上